

技能講習のお申込みにあたって

平成 29 年 4 月 1 日より

●本籍地の記載が不要になりました！

●本籍地確認書類の提出が不要になりました！

平成 29 年 3 月 10 日付基発 0310 第 1 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」により、平成 29 年 4 月 1 日以降の申込みから技能講習における本籍地確認書類が不要となりました。(修了証にも本籍地は記載されません) つきましては、別添のとおり、「講習会開催のご案内」における申込要領を変更いたします。

※ただし、受講者の本人確認を行う必要がありますので、受講者の氏名、生年月日が確認できる以下①～⑥の本人確認書類のうちいずれかをご提示ください。(提出は不要です)

- ①自動車運転免許証
- ②健康保険証
- ③国家資格
- ④技能講習修了証
- ⑤パスポート
- ⑥在留カード

○窓口で申込みをされる場合、いずれかの原本または写しをご提示ください。

○郵送（現金書留）で申込みをされる場合、いずれかの写しを同封ください。

受講日の変更が無料になりました！

平成 29 年 4 月 1 日より受講日の前日までのお申出につきましては、無料で受講日変更することといたしました。(1 回限り。技能講習、安全衛生教育、特別教育の別は問いません。)

詳しくは、別添「講習会開催のご案内」をご参照ください。

◎その他、ご不明な点がございましたら、当支部宛お問い合わせください。

建設業労働災害防止協会大阪府支部
〒540-0031 大阪府中央区北浜東 1 番 30 号
TEL 06-6941-2961 FAX 06-6941-4885